

報道資料

令和元年9月13日
消費・生活安全課
営業指導係
担当：榎谷、徳田
内線：3155、3156
ダイヤル：27-8674

奈良県公衆浴場入浴料金統制額の改定について

公衆浴場入浴料金統制額を次のとおりに改定しますので、皆様のご理解とご協力をお願いします。

	大人 (12歳以上の者)	中人 (6歳以上 12歳未満の者)	小人 (6歳未満の者)
改定額	440円	160円	80円
現行額	420円	150円	80円
備考	20円引き上げ	10円引き上げ	据え置き

○公衆浴場入浴料金統制額の指定

公衆浴場（いわゆる「銭湯」と呼ばれる一般公衆浴場）の入浴料金は、物価統制令の適用を受け、知事が統制額（上限金額）を指定することとされています。

○改定の背景

前回の改定（平成26年4月）から5年以上が経過し、燃料費の高騰や利用者数の減少等が公衆浴場（銭湯）の経営を圧迫している状況にあり、さらに令和元年10月から消費税率が引き上げられることから、厳しい経営状況が続くものと予想されます。

県では奈良県公衆浴場入浴料金協議会に諮問し、令和元年8月21日に開催された当協議会において、「統制額は大人440円、中人160円、小人80円とすることが適当である」との答申に基づいて、今回改定を行うこととしました。

○施行日 令和元年10月1日